

関西労災職業病 9月号

(通巻第199号)

関西労働者安全センター 1991.9.10 発行 100円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06-538-0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06-541-2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



◆目次◆

●外国人労働者労災相談 取り巻く状況浮き彫りに	1
●じん肺被災者の横顔①	5
●はり・きゅう訴訟の勝利をめざす大阪集会開催 年内結審へ	7
●前線から(ニュース)	12
●5年後のチェルノブイリを訪れて①	15
●腰痛予防ベルトを使ってみませんか	17

外国人労働者労災相談に六十本の電話が殺到！

外国人労働者を取巻く状況 浮き彫りに

外国人労働者・雇用主への情報提供

保険医療・医療扶助枠の拡大が急務

九月二日から四日の三日間、アジ
アンフレンドと共に「外国人労働
者労災相談」を行った。

されてしまった。外国人労働者が強
いられる不安定な立場が労災を招き、
いつたん労災が起これば補償を得る
障壁となる。関東でも次々と労災相
談が寄せられている。関西にどれく
らいの外国人労働者が働いているの
か分からぬ今、果たしてどれだけ
の相談が寄せられるか雲をつかむよ
うな話ではあつたが、一度取り組ん
でみよう決めたのだつた。

フィリピン研修生の

ケイワンがきっかけに

電話総数六十件！

重大災害の相談相次ぐ

電話相談のきっかけは昨年から取
り組んできたフィリピン女性研修生
の問題（本誌四月・六月号参照）。

日本に来るや彼女たちは、十時間以
上もデータ入力をさせられ、ついに
は頸肩腕障害を発症してしまった。
労働法の適用を受けない「研修生」。

労働法の最低基準を下回る労働条件
の下、彼女たちは健康までも「搾取」

された。外国人労働者が強
いられる不安定な立場が労災を招き、
いつたん労災が起これば補償を得る
障壁となる。関東でも次々と労災相
談が寄せられている。関西にどれく
らいの外国人労働者が働いているの
か分からぬ今、果たしてどれだけ
の相談が寄せられるか雲をつかむよ
うな話ではあつたが、一度取り組ん
でみよう決めたのだつた。

マスコミの力は大きい。テレビで
報道してくれたおかげで電話総数六
十件、当初の「労災相談」という枠
に収まらない多様な相談が寄せられ
た。国籍も、韓国人からの相談が圧
倒的に多かったものの、タイ、中国、
フィリピン、スリランカ、マレーシ
ア、コロンビア、ボリビア、インド、
ペルー、ブラジルなどじつに多くの

國の人から相談が寄せられた。その中で労災に実際に被災した外国人、あるいは知人・家族からの相談は十件。ほとんどが韓国人だった。

「資格外」就労者ゆえ、詳しい内容には立ち入ることができないけれど、継続して取り組んでいる事例の中からいくつか紹介してみよう。

道路工事中に

人差し指切断 — 韓国人労働者

韓国人労働者。道路工事中にダン



アジアンフレンドとセンターが会社に出向き「資格外就労」でも労災補償を得ることはできることを説明、労災に切り換えることとなつた。プラの荷台の後部扉に指を挟み切断してしまった。扉を閉めた日本人労働者は「どけ」と言つたというが、本人は聞いていない。会社は、本人のビザが観光ビザでしかもオーバーステイだったことから労災申請を断念、治療費を負担することとなつた。指を失つた本人は補償を得られるのか不安になり、テレビを見て電話をかけてきた。

住宅建設中ユンボの下敷きに足を複雑骨折 — 韓国人労働者

韓国人労働者。建設現場でユンボに鋼管の真ん中を吊るしていたため鋼管の端を持ってユンボに合わせて移動中、運転手がユンボのアームを上げたため、ユンボのキャタピラー

国籍別集計

国籍	人数
韓国	21
在日韓国人	2
中国	6
ペルー（うち日系が1）	4
ブラジル（うち日系人1）	3
マレーシア	2
インド、タイ、ネパール、スリランカ、パキスタン、ボリビア（日系）、イラン、イギリス、アメリカ、コロンビア（日系）	各1
日本人	6
その他	6

相談内容別集計

相談内容	件数
労災補償問題	11件
労災補償制度に関する問い合わせ	5件
健康保険・医療に関する問い合わせ	4件
労災以外の事故に関する問い合わせ	3件
労働問題（賃金未払い、解雇）	5件
労働問題がらみの在留資格に関する問い合わせ	2件
在留資格（結婚・就労ビザなど）	9件
その他人権侵害	1件
仕事を紹介してほしい	5件
外国人労働者を雇用したい	3件
その他の相談	12件
計	59件

の軌道上に足が入り、そのままキャタピラーの下敷きになってしまった。

労災保険に加入していないこともあって会社は治療費を支払って入院してきた。本人は会社から補償について説明を受けておらず、不安になって知人が「観光ビザで就労している外国人労働者でも労災保険がうけられるのか」と相談してきた。

これも先の事例と同様、保険を適用することができることを説明、保険適用にむけ書類を作成している。

は建設現場での事故だった。建設業自体労災の多い業種である。そして労災隠しが常態化している業種でもある。被災者の健康保険を使い被災者負担分を会社が持つ、発生状況を偽って申請する、示談で補償をすませる、といった慣行が許容される中で、外国人労働者がケガをしても、補償についてほとんど話し合いがなされないのである。

第二は言葉の問題である。たとえば、韓国人に対しいくら日本語で「あぶない！」と注意してもそれは注意したことにならない。同様に、作業手順や機械操作を母国語で説明しなければ、操作を誤るのは当然である。個々の事例を聞くと会社にも同情すべき点がないではないが、ど外国人を雇う以上この壁を乗り越えないと事故の防止は望めない。

この二つ以外にも、重大災害に被災していくながら補償を得られず相談を寄せてきた事例は多い。発生状況はそれ違うけれど、共通した問題に直面しているように思われる。では、いったん仕事でケガをしたまま労災が発生する素地である。（病気になった）場合、どんな問題に直面するのか。

労災申請に取り組んだ事例の多く

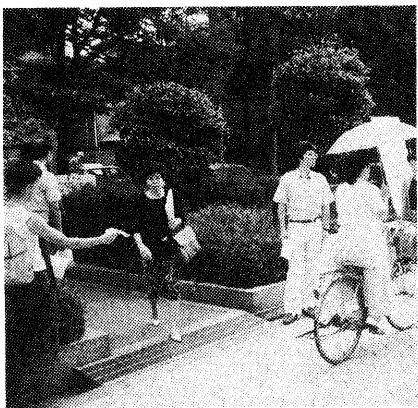
被災者の前に立ちふさがる 入管法の壁

第一は労災保険が適用されることを知らないという点である。今回相談を受けたなかで、資格外就労者であっても労災補償を得られるということを知っている会社はなかつた。被災者本人はまして知らなかつた。

本人は、今後働けなくなるのではとの不安から「何か補償はないものか」と思い悩むだけである。

これは会社や本人に限らない。病院も外国人労働者であるということとで「治療費の出所がなく、焦げつくのでは」との懸念から治療をサボタージュしたところもある。これは、生活保護の緊急医療扶助が厚生省の指示によつて「不法」外国人には適用されなくなつたことの直接の反映かも知れない。いずれにせよ医療機関にも外国人労働者の労災に関して

情報がない点も問題だ。



入管前でのビデオ

第二は入管局との関係である。ま
ず被災者本人が入管に知られること
を恐れる。会社も「入管局や監督署
から処罰されるのではないか」とい
う不安がある。「入管や監督署から
処罰されない」と説得して、やっと
会社に労災申請をふんぎらせた事例
もあった。昨年六月の入管法改正
(「雇用者の罰則規定」の新設)がこ
こにも影を落としているのである。
しかしその一方で「もし上積み補
償を要求するなら(不法就労者であ
ると)入管局に通報するぞ」と、恫

つくり腰の労働者から「思うように
治らす働けない、補償を得られない
か」という相談があった。「治療は」
と尋ねると「治療費が高すぎて、あ
まり通院していない」という答えだ
った。補償を得る上で治療実績は大
きな意味をもつ。その実績を積むこ
とができるのは、国保加入が困難
で、医療費が自己負担になるからで
ある。今回申請まで取り組んできた
事例は入院しているケースが多くつ
たから治療実績は問題にならなかっ
たが、入院にまで至らない場合はこ
の点がネットになってくる。国保へ
の加入制限の緩和や生活保護の緊急
医療扶助の適用など労災でなくとも
医療の受けられる基盤を作る早急に
作る必要がある。

喝をかけてくる会社もある。

第三は医療保険の問題である。ぎ
り腰の労働者から「思うように
治らす働けない、補償を得られない
か」という相談があった。「治療は」
と尋ねると「治療費が高すぎて、あ
まり通院していない」という答えだ
った。補償を得る上で治療実績は大
きな意味をもつ。その実績を積むこ
とができるのは、国保加入が困難
で、医療費が自己負担になるからで
ある。今回申請まで取り組んできた
事例は入院しているケースが多くつ
たから治療実績は問題にならなかっ
たが、入院にまで至らない場合はこ
の点がネットになってくる。国保へ
の加入制限の緩和や生活保護の緊急
医療扶助の適用など労災でなくとも
医療の受けられる基盤を作る早急に
作る必要がある。

相談期間中、テレビの記者から

「関西にはどれくらい外国人が働いて
いるのか」とよく聞かれたが、われ
われには答えようもなかつた。そん
な手探り状態で始めた今回の電話相
談だが、出てきた問題は今の外国人
労働者の置かれている状況を浮き彫
りにするものだつた。対行政への要
求化、効果的な教宣や継続的な相談
活動など検討すべき課題は多い。

十二月四日に「外国人労働者の人
権を守る関西ネットワーク」の結成
総会が予定されている。同ネットワ
ークは、ユニオンひごろ、ユニオン
とうなん、フィリピンと日本を考え
る会、アジアンフレンド、NAW、
丹羽弁護士など外国人労働者労災相
談を準備段階から支援してくれた個
人・団体が参加している。安全セン
ターもネットワークの一員として外
国人労働者の人権擁護の立場で、繼
続的に取り組んでいきたい。

△
ネットワーキングで
有効な支援活動を

じし肺被災者の横顔

鼻の中は粉じんのかたまりで・

井上喜助さん

①

——井上さんの職歴を見ますと、炭鉱がずいぶん長いようですね。

井上 昭和十六年に福岡の久恒鉱業所の猪之鼻炭鉱で働きだし、昭和二八年からは同じ久恒の西之郷炭鉱で三六年まで働きました。その後、閉山のため職を求めて大阪に出てきたと言ふわけです。ですから、坑夫として一〇年近く働いたことになります。

その間には、落盤事故、ガス爆発事故など炭鉱の事故はなんでもと言つていいくらい経験しました。

——当時の炭鉱での粉じんはどんな状態でしたか。

井上 戦後の炭鉱では簡単なマスクはあつたけれど、とても役に立つ代

物ではありませんでした。すぐ口詰まりするし、そもそもマスクをして仕事なんかできたもんやない。

——マスクがダメとするとどうしていたんですか。

井上 掘進作業で削岩機を扱うとき

は、タオルで口のあたりを覆う。け

れど、削岩機の振動でだんだんタオルが落ちてしまい、結局何もなしで直接粉じんを吸うことになる。落ち

なくとも暑く湿気の多い坑内で汗と粉じんでタオルもべたべたになってしまって、ピタピタと口に当たるだけ。何の用も足さないようになつているんです。

井上 削岩し終わったら、鼻の穴のなかはもう粉じんで一杯で、かたまりに

なつてしまう。それを「フンツ」と鼻を片方づつかんで出さないと息もできないような状態になつています。坑内は狭くて湿気も多いので、いつも上半身裸で作業をしていました。その汗みどろの上半身に、粉じんがへばり付き、まるでコンクリートを体に吹きつけたようになつてしまふんです。坑内から出てきたらまずそれを剥ぎ落とす。そんな状態でした。——マスク以外に粉じん対策として、会社は何かしていましたか。

井上 大きな扇風機があったのは覚えていますが、とても現場の作業の粉じんを少なくするというようなものではありませんでした。とにかく、一日掘つていくらという生活ですから、ダイナマイトや落盤で命があぶないという以外に、ましてや粉じんに気をつかうというようなことは、会社はもちろんのこと働いているほうも気にしていません。

肺に苦しまされるということになつたんですが。当時はそんなことは考えもしませんでした。

—— じん肺の症状が出てからからのことを見かせてください。

井上 昭和三六年に大阪へ引っ越してきてから、主に土木作業などの仕事をしてきました。ときどき健康診断でレントゲン写真を撮りましたが、

そのたびに医者から胸にカゲがあると言わっていました。五七〇八年頃になってくると、咳き込みや痰がひどくなり、仕事をとても出来る状態ではなく、休むことが増えてきました。

近くの医者に受診していましたが、薬をもらったりはするものの、一向に良くなるような様子がありません。じん肺とは医者にも言われたことがあり、労災で補償がもらえるとは知っていたのですが、はたしてどうしたらいいのかがさっぱりわかりませんでした。いろいろ聞いてみたの



—— 現在の労災補償はどういう内容ですか。

井上 私の場合、福岡の炭鉱なので、労基署は飯塚になります。労災でちゃんと療養を始めてからしばらくは休業補償を受けていましたが、一年半で診断書を提出してからは、傷病補償年金を受けています。

—— 長期に療養するじん肺被災者として気を付けていることなどありますか。

井上 なにしろ日によって体の調子が悪いときがありますが、できるだけ家のなかに引きこもるのではなく、病院でも人と話をして、前向きな生活をしていくことが大事だと思っています。そのため松浦診療所のじん肺の患者どうしで「患者の会」を作ったというわけです。

—— 今日はどうもありがとうございました。じん肺患者同盟弁天町支部の活動を、無理をせずに頑張ってください。

針灸訴訟に勝利し、針灸治療制限を撤廃させよう！

神奈川訴訟原告来る

／ 9 / 6 はり・きゅう訴訟の勝利をめざす大阪集会開催

兵頭大阪医大教授を原告側証人にたて、針灸の治療効果と期間制限の不

九月六日、大阪市立労働会館で

経過した。

「はり・きゅう訴訟の勝利をめざす

大阪集会」（はり・きゅう訴訟を支

援する会主催）が開かれ、原告の所

属する大阪地域合同労組をはじめ、

全港湾、金属機械、自治労などの支
部、単組、医療機関、被災者団体な
ど約一〇〇名が集まつた。集会には、

神奈川針灸訴訟の原告である近石り
え子さんを招いて特別報告を受け、
連帯を深めた。

当時、主治医の意見にしたがつて
期間の制限なく認められていた針灸
治療を全く一律に制限しようとした
三七五通達の目的は、単に治療制限
というだけではなく、頸肩腕障害・腰
痛などの被災者の補償打ち切りだっ
た。反対闘争の結果、西洋医療との

併施やアフターケアの適用などがか
ちとられたが基本的枠組みはそのま
まのこり、現実に多くの患者が打ち
切りや自己負担治療を余儀無くさせ
られた。これに対して、鈴木さんを
代表選手にして裁判がはじまつた。
裁判では、主治医松浦、玉川医師、

被告の国側は、三七五通達にゴーサ
インを出した専門家会議のメンバー
のひとり松本司医師を証人に立てた
に止まり、全体として原告優勢で進
んできている。

労災保険における針灸治療を原則
一年に制限した「三七五通達」の是
非を焦点にしたこの訴訟。具体的に
は、原告鈴木真規子さんに対する針
灸治療費の一方的打ち切りの取消し
を求めたわけだが、一九八五年十一
月、大阪地裁に提訴してから六年が

裁判の周辺では、この間の労災補
償の縮めつけ強化がある一方、労基
研「中間報告」を軸とした抜本改善
策動を運動の力で阻止してきている。
こうした状況を踏まえて、裁判の大
詰めにあたり、あらためて結集と注
目をよびかけるために今回の集会が

開かれることになった。

私を支えてくれた仲間と針灸治療



鈴木真規子さん

集会で原告の鈴木さんは今の気持ちを次のように訴えた。

「数知れない多くの方々に支えていただいたことを深く感謝します。ふりかえると、リハビリ勤務をはじめたのが一九八二年四月、直後の五月に三七五通達が出されました。完全なからだになって復帰したいという気持ち一杯で勤務をはじめた矢先でしたので、とてもやしい思いをしました。それでも自分が労災に取り組む中で、からだを守りながら仕事をするということはどういうことなのか、みんなといっしょに考えなが

ら積み重ね積み重ねやってこれたよう思います。職場でもひとりふたりと労災になる人が出て、予防の大切さ、自分自身のからだを守りながら働くということの大しさを痛切に感じながら今までやってきました。

確かに、仲間の支えはありました。でも、同じくらいに大事だったのが針灸治療でした。羽をいためた鳥が

その羽をやすめるような気持ち、針

をするときベッドに横になってホツとする、そんな気持ちに何度もかなつ

て、そういうところで自分のからだが回復していくんだなということを何度も経験させてもらいました。治療を続ける中で自分が回復していくんだなということを何度も経験させてもらいました。その気持ちを証人尋問の中で伝えることができたらなと思っています。」

原告アピールにつづいて、高木甫弁護団長が裁判経過の報告を行い、「われわれはこの六年間やるべき」

とはやつてきたという確信でこの最終段階にいたっています。法廷外の闘いと連帶して頑張っていきたい」と力強く述べられた。

ひとりひとりの力を合わせて



高木弁護団長

神奈川訴訟は、この日いらした近石さんと松橋真喜子さんを原告として闘われてきた。両原告は、神奈川県総合リハビリテーションセンター（通称七沢リハ）で働いておられ、自治労七沢リハ労組に所属している。七沢リハは、一〇〇%県出資の事業団が運営しており、二病院七施設で一二〇〇名の入所者とほぼ同数の職員をかかえる。その中で近石さんは精神薄弱児施設で働き疲労性腰痛で

労災認定を受け、松橋さんは重症心身障害児施設で働き頸肩腕障害、疲労性腰痛症で労災認定を受けた。お二人とも変則三交替職場で、松橋さんは今は完全復帰、近石さんは夜勤を除く勤務にまで回復してきている。針灸治療に大いに助けられていたが、三七五通達によって治療費を打ち切られたため裁判に訴えた。自治労本部はチャンピオン闘争として位置づけ全面支援の体制をとっている。



近石えつこ

「大阪に来て、鈴木さんと皆さんにお会いして、私たちの主張は正しいんだというクリアな裁判への思いが肌に感じられて、自分たちとすごく近いという実感がうれしいです。

集会の前に鈴木さんとも話しました。仕事で子供たちがぶつかってきましたが、けっして子供たちにからだをいためられたわけじゃありません。ゆとりがなさすぎて、からだをいためたと思っています。私たちは、二四時間年中無休の変則交代勤務でシフトが決まっていてゆとりがまったくありません。親が死ななきや休みがとれないのが実態です。三年もてばいい、ボロ雑巾のように捨てられていく職場でした。同僚に迷惑がかかるから休むに休めない、その中で被災していくのは必然でした。

しかし、職員の労働条件・権利がよくなければ、入所者へのケアもよくならないという表裏一体の関係を踏まえながら、労働組合では一九八〇年に自主健診をおこない、十名の労災認定をかちとるという一大認定闘争に取り組み、その後職場の状況も変わってきました。

被災して考えたことですが、入所している子供たちはある意味で弱い立場にいます。その弱い人たちの前に弱い自分をさらけだすとき自分も同じ人間なんだということを、自分がからだをいためて本当に痛感しました。彼らに人としての尊厳みたいなものを教えて、病気はつらかったですが、無駄をしたとは思っていません。

ところで、私にとって、針灸治療の効果は絶大でした。はじめ、針をしてもらつても全く「ひびき」というものがなく針灸師さんにも「これじゃまるで死体だ」とも言われましたが、じょじょに効くようになります。針灸治療はリハビリ勤務にも欠かせないものでした。

こうした職場で被災し、認定を受け、リハビリ勤務をする中で、被災者を救済るべき労災保険が一方的に、一律に必要不可欠な針灸治療を切つてくることに対する、当然で單純な怒りから裁判に踏み切ったわけ

です。私は、この裁判の意義は、人間を大事にして働くことだと思います。今度証言しますが、正しいことを国にわからせるために自分が否定するもので、はつきりとお伝えたいと思います。

近石さんと共に参加された内田七

沢リハ労組委員長からは、「三七五通達は健康で働き続けることを労働省が否定するもので、はつきりとお

かい。必ず勝つ決意で運動を続けていきたい。」と連帯の意をこめたあいさつがあつた。



内田委員長

職業病は職場で治すといふこと

・・・神奈川訴訟原告と交流会・・・

集会の前、安全センターで、鈴木さん、支援する会の事務局メンバー、近石さん、内田さんの懇談会をもつた。なかでも、労災認定闘争を発端にした七沢リハ労組の取り組みや被災者の職場復帰に関するなど興味深いお話をきけた。

* * * * *

七沢リハ労組は一九八〇年以降、

重症心身障害児施設（七沢療育園）、改善、床材の改善、勤務ソフトの検

かしい。必ず勝つ決意で運動を続けていきたい。」と連帯の意をこめたあいさつがあつた。

さらに大阪地域合労山紀分会、全港湾大阪支部、摂津市職から連帯のアピールが行われ、最後に、裁判勝利を期して団結がんばろうを三唱して集会を終えた。

討、休憩時間の確保等をおこなつてきた。

特に、今まで職員課の福利厚生係が労災、健診などすべてやっていたのを、「安全衛生室」を設置して（一九八六年四月）労務の線とは別にした。組織的にも人的にも別個のものになつた。

さらに「疲労を蓄積させない」ために「健康回復事業」をスタートさせた（一九八六年八月）。これは、センター内にある二つの病院に針灸師を常勤で配置し、時間内で、もち

ろん無料で針灸治療が受けられるようになつた。これが、予防効果を結構發揮している。ここには障害者雇用促進のために田の不自由な方を採用している。

こうしたハード的な面の改善、整備とともに力を入れたのが被災者をどう守り、職場復帰をかちとついくのかということだった。

まず、職場の理解をどうつくつていくのかについて、相当シビアな議論があつた。被災し、またリハビリ勤務の時は十分仕事ができないので、たとえば、最初は（被災者に）あいさつもしてくれなかつたり、さぼつてゐる、本当は痛くないだらうという見方もけつこうあつた。善意で、「職場を変わつたらどう」という人もあつた。どうにかそのへんをクリアーしても次の段階では、何ができるかはつきり言つてくれ、というような声もあつた。そうした状況の中で、労災は職場で治すという

原則を共通認識にしていくことに相当努力した。

もう一つは、こうした内部的なことと並行して、リハビリ勤務や休業に合わせた人員確保を当局との交渉でかちとつてきたことが大きい。

こうした職場復帰へのまわりを含めた努力と職場改善、体制の整備があいまつて、ずいぶん働きやすい職場になつてきた。職場定着率もかなり向上した。近石さんは「しっかりとした労働組合があつたからこそ」ということを強調する。

近石さんが集会でも言われたのだが、リハビリ勤務の良い点を三つを強調された。それは、第一に、これはできない、これはできるというこ

これらのこととは、どこの職場でもいえることだ。仕事で痛めたからだと職場でなおすことの意味をもう一度確認したいと思う。



【速報】

九／一九 原告本人尋問が終了し
(次号詳報)、十二／十六 十時
結審と決定。

前線から

良

保温工事でじん肺に

管理区分申請へ

アスベスト
—〇番から

七月一日の
「アスベスト
職業がん一
〇番」に電話
も一九七三年まで個人事業
所に所属、明星工業の下請
けとして全国の工業地帯で
の保温工事にたずさわって

Fさんは、テレビで電話相談を知り相談をさせてきた。改めて診察を受けた結果、重度のじん肺であることが判明、かつての同僚の証言などを得て管理区分申請を行つた。

五〇年代から七〇年代にかけて全国の工業地帯で断熱・保溫工事を担つてきたFさんのような保溫工は、高度経済成長を支えてきた存在である。大半が未組織である彼らの補償は重要な課題であり、継続的に取り組んでいきたい。

仲川君解雇撤回闘争

シムラ地労委

□ユニオンとうなん□

ユニオンとうなんは労災

Fさんは戦後すぐ大阪パッキン
グ株に保温工として入社、以来関西電力、中国電力などの電力会社の炉壁や汽罐、あるいは日立製作所や帝国人造絹絲などの大企業の蒸気配管の保温工事に十三年従事した。退職後に肺管理区分申請を行つた。

いたが、数年前から息苦しさを覚えるようになった。医師はじん肺であるとの診断は下したが、症状が軽いとして管理区分申請を行つていなかつた。Fさんは生活費を得るため、息切れに苦しみながらも工務店に勤めなければならぬ日々が

ユニオンとうなんは労組
ゆえに解雇されたアルバイト
と仲川君の解雇撤回を求め
地労委闘争を行つてゐるが
九月十日地労委は会社(株)シ

救済申立ての内容自体は
団交拒否の不当労働行為で
あるが、地労委は労災「変
形性脊椎症」を仲川君がど

東 南

序

異例の現場検証

ユニオンとうなん

のような労働環境の下で発症させるにいたったかが背景的事実として重要なとして、検証実施に踏み切つたもの。

ユニオンからの検証申立てに対し(株)シムラ側は当初拒否してきたが、公益委員の説得によって実現する」となった。現場検証はこれまでほとんど行われたことがなく、極めて異例なことである。したがって、検証内容のいかんを問わず、検証を公益委員が言い出したこと自体会社にとって、まちがいなく形勢不利を示す兆候である。

当日の検証は、仲川君が就労していた当時の作業工程を追う形で行われた。実際に倉庫内を見て回ると、ところ狭しと合成皮革の重

い反物が並べられ、あるいはコンテナに積み込まれている。仲川君は反物の上によじ上り引き抜く作業を実

演してみせた。全体としてこちらの主張を裏付ける結果となつた。

四日社長志村泰造が証人席に立つ。現場闘争と連動して地労委の最終局面を集中攻勢で進めていきたい。

中央　「プレス事故労災裁判　原告全面勝訴！」

□ユニオンひごろ□

ユニオンひごろが取り組んだ母指切断の労災裁判に勝訴判決が下った。

Nさんは、八七年プラスチック容器成形機の操作中金型に右手母指を挟まれた。

Nさんはユニオンの支援を得て八八年に損害賠償訴訟を提訴した。

訴訟の争点は、会社側が安全対策を講じていたかどうか

「経験のない原告に対する作業指導の内容は簡易に過ぎた」「金型部分の危険性を指摘した注意はなされていなかつた」と認定、Nさんの主張をほぼ完全に認め内容となつた。

会社側が控訴するかどうか分からぬが、いずれにしてもこの地裁判決は、ユニオンの立証努力の成果であり、ともに勝利を喜びたい。

金型の前面にドアを設置し、金型の下方に板を取り付けなど簡易な方法で指をはさむ危険性を回避することが可能なものであつた」

阪

年末年始繁忙期の業務過重を主張

□全通大阪日通支部

全通大阪日通支部と安全センターは、組合員故三宅武氏の心筋梗塞労災死にかかる審査請求について、八月十三日に審査官にに対して、三宅氏は、郵便輸送にお

ける運転主任として、一昼夜交代勤務（二三又は三四時間交代）に従事していたが、一九八六年一月三一日に仕事中に心筋梗塞発作を起こし同日死亡した。労災原処分の取消し＝業務上認定を強く要請した。

三宅氏は、郵便輸送にお

不支給決定は、直前の繁忙期の業務過重性や胸の痛みを被災者が事前に訴えていたことを無視・軽視したこと。全く不当なものだ。今回提出の意見書では、一九九〇

年末に行つた職場実態調査の内容を添付するなどして繁忙期業務の過重性を指摘するとともに、原処分の不當性について強く主張した。

外国人労働者と労働災害

海風書房発行・現代書館発売 二四〇頁

★天明佳臣（港町診療所長）他弁護士、活動家執筆
医療現場からの提言・被災外国人労働者の人権・外国人労働者の労災と法的救済・外国人労働者の労災白書・実務Q&A・資料・関係機関・支援団体一覧
★定価一八五四円を特価一七〇〇円（送料別）で。
★お申込みは、関西労働者安全センターへ。

一九九一年夏期カンパへのご協力

たいへんありがとうございました。

皆様にご協力いただきました本年夏期カンパは、九月三〇日で一、一八三、〇〇四円となりました。ここに厚くお礼申し上げます。活動になお一層の努力を傾注していく覚悟です。何卒、今後ともよろしくお願ひいたします。

5年後のチャルノブイリを訪れて

—その一—

中 地 重 晴（環境監視研究所）

さる八月二〇日から三〇日までの十日間、「チャルノブイリ・セミパラチンスクに放射能測定器を送る会」の一員として、白ロシア共和国に環境調査に行ってきました。

今回の訪ソの目的は今年四月から呼びかけて、日本各地の市民からのカンパで集まつた約五〇〇万円を元にして、TAU技研（東芝アンペックス分会）が製作した放射能測定システム「たんぽぽ」一式をゴメリ州チエチエルスク地区に寄贈すること。チエルノブイリ連帯基金が行なつてゐる信州大学を中心とした医師グループの医学的なチャルノブイリ事故の影響調査に協力する、その一環として、環境や食品の放射能汚染の実

態や被曝線量の推定と評価のための調査研究の糸口を作ることでした。

たまたまソ連の軍事クーデターのさなかに行き、最もソ連が動搖しているときでした。貴重な体験をしてきたと思っています。三回ぐらいに分けて、調査団の報告をします。

翌日（二一〇日）空港で「モスクワとの国際電話がつながつてゐるから大丈夫だと思います」と強がりを言つて、テレビの美人アナウンサーのインタビューに答え、飛行機に乗り込みました。

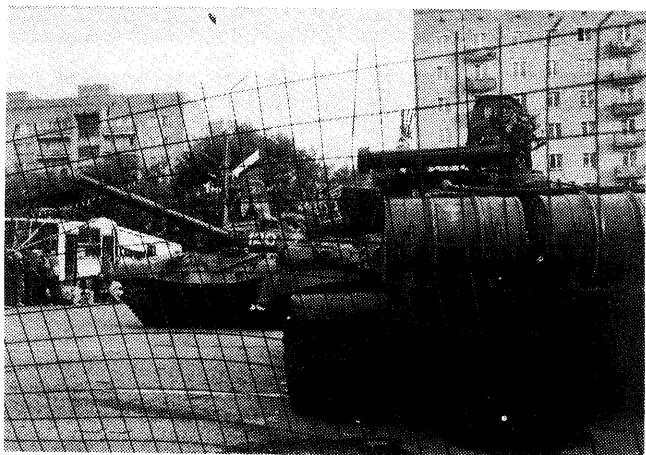
ところが、モスクワ経由パリ行きのアエロフロートには四、五〇人乗っていたのですが、モスクワ空港に降りたのは私たちの一行だけで心細い思いをしました。

モスクワクーデター事情

モスクワで一泊したウクライナホテルはエリツィンのホワイトハウス（ロシア共和国政府の建物）とモス

八月十九日、旅立ちのために荷造りをしていると、ソ連で政変という臨時ニュースがながれ、全国センターノーの古谷君をはじめ、多くの方から本當に行くのという問い合わせの電話をめにあいました。その夜は東京で一泊し、明日に備えました。

クワ川をへだてた向かい側にあり、改革派のバリケードがホテルの前まで延びていました。バリケードといつても労働者が職場から乗ってきたバスやトラックで道路を閉鎖しただけあり、軍隊が本気になって突っ込んできたら、大丈夫かとこちらが心配するような代物でした。私たち



が泊まつた夜は三人の市民が戦車にひき殺された夜で、雨の中、集会の歎声が夜通し聞こえました。

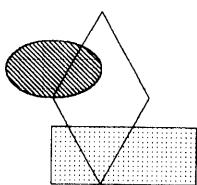
翌日（二一日）、緊張した面持ちで、戦車に守られた赤の広場、クレムリン周辺に出かけました。多くの市民が戦車を取り囲み、兵士と熱心に話し込んでいる姿が何組もありました。改革派のモスクワ放送の前では情報手に入れようとする市民で人だかりができましたが、共産党のイズベスチアの建物の前は人影もなく閑散としており、クーデターの行く末を暗示するかのように対照的でした。その一方で、マクドナルドやピザハットの店の前では人垣ができるぐらい盛況で、大衆の多くは無関心なようでした。

最もショックだったこと

クーデターの首謀者が逃げだしたころ、ウクライナホテルに戻るため

にエリツィンを守る改革派のバリケードの中を歩いて通過しました。一九一七年の十月革命を、不法に権力を奪った狂信的な連中がやったトレーニングすら否定する改革派のビラを拾い読みして、私たちが学んできた世界観との隔絶に大きなショックを感じました。まさしく「國家が死滅する前に社会主義が滅ぶ」という歴史の変わり目を実感した二日間でした。

（つづく）



腰痛予防ベルトを使ってみませんか

腰痛症状の軽減と予防に効果

腰痛予防ベルトというのを御存知

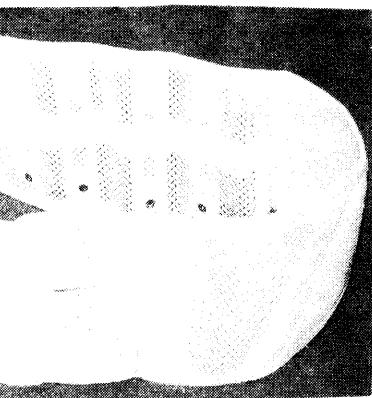
だろうか。広島友和クリニックの宇

るものでないため、筋力低下の心配
もない。

士博医師の考案によるもので、よく
ある腰椎コルセットとは異なり、す
っと幅が狭く柔らかい材質を使用し、
作業性を高めたもの。腰椎を固定す

最近では、日本産業衛生学会腰痛
研究会で重激な重量物運搬職場にお
いて半年間、装着者と非装着者を設
定して定期的に検診をおこなつてみ
たところ、非装着者は五名の急性

腰部捻挫を発症したが、装着者では
〇名だったという結果が出ている。
安全センターでも、このベルトの
普及に努力することにしている。特
に、港湾、福祉、金属機械など腰痛
多発職場において、治療用とともに、
予防用や職場復帰支援用としても有
用なので、ぜひ利用をすすめたい。



"ベルト"

便輸送」「製鉄所圧延ロール組替え」
などの作業で同様な調査が実施され、
良い成績をおさめてきているので、
今回の調査結果を合わせて科学的に
も効果が確認されているといえるも
のだろう。



お問い合わせは、
関西労働者安全センター
☎ 五三八一〇一四八（片岡）

または、

松浦診療所

☎ 五七四一八〇一〇まで。

八月の新聞から

八・二 日本石綿協会が製造現場での石綿粉じんの濃度を規制強化する自主基準値を作成。

八・一六 南シナ海で石油掘削船沈没八人死亡、三一人不明。

八・三 上司とのトラブルで「暴行を加えた」と懲戒免職されたのは不当だとして処分取消と給与の支払いを求めた裁判で、大阪地裁堺支部が申請を認めの決定。

八・四 信楽鉄道事故で、事故発生十一日前にも赤信号での見切り発車があつたことが分かる。

八・五 阪急航空のコミューターへりが兵庫県の山中に墜落、乗員、乗客ら八人が死亡。

八・六 三菱重工でロケット噴射器の実験中に爆発、一人が死亡。

八・七 大阪JR方町線の踏切で乗用車が立ち往生、電車と衝突。

八・八 働き盛りの労働者の4人に1人がよく疲れを感じる。(労働省調査)

八・九 六月JR福知山線踏切事故で、福知山労基署が作業責任者らを過積載の禁止違反の疑いで書類送検。

八・一〇 労働省は、法定労働時間を現行の週四四時間から四〇時間に短縮するため、労基法を改正する方針。中小企業の時短対策の法律も提出する予定。

八・一九 労働省は、来年四月の育児休業法施行に伴い、育児休業者の代替要員確保のため専門の紹介コーナーを職安に設置することを決定。

八・二三 静岡沖でタンカーが衝突。死亡・不明二人。

八・二十四 ソニーへの派遣スタッフが、契約打切りや団交拒否は不當だとして、東京地労委に救済を申し立てた。登録型の派遣スタッフが派遣先の使用者責任を問題にしての救済申し立ては初めて。

八・二五 昨年外国人留学生の日本国内への就職者が初めて千人を越える。(法務省・入管局調査)

八・二六 頸肩腕障害で八四年に日本専売公社を解雇された従業員の職場復帰を求めた訴えを、静岡地裁浜松支部が棄却。

八・二七 東京で単純作業に労働者を派遣していた無許可の組長を逮捕。

八・二八 全林野が振動病訴訟を取り下げる方針を、定期大会で提案。国と和解へ。

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

9月号(通巻19号) 91年9月10日発行

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

ある本の時代屋

*コミック(まんが)

大阪市此花区伝法4-2-39-2F

☎(06)466-5441

不要になった
本がありました
ら下さい。
とりに行きます

～紙谷まで

止し花をち労働者センター

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06(551)6854 FAX 06(554)5672

(毎月
回10日発行)